

救急救命処置の追加、除外等に関する提案 募集要綱（案）

一般財団法人日本救急医療財団
救急救命処置検討委員会

医学、医療は絶えず進歩・発展しています。病院に到着する前までに行われる医療、すなわち病院前救急医療もその例外ではありません。病院に到着するまでの間に、救急救命士が行う救急救命処置の範囲についても、病院前救急医療の進歩、発展に応じて適切に見直す必要があります。

このような状況の中、当財団は、厚生労働省より、救急救命処置の追加や除外についての提案を受け付け、評価し、その結果を厚生労働省に報告する事業の委託を受けることになりました。

つきましては、救急救命処置の追加、除外等に関する提案を、下記のとおり募集いたします。救急救命士の行う救急救命処置の範囲が、重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、また、その生命の危険を回避するためにより一層適切なものになるようにご提案を頂きますようお願いいたします。

記

○ 提案の対象

救急救命処置について、新しい処置の追加の提案と、既存の処置の除外・見直しについての提案を求めています。救急救命士法（第2条）が規定する救急救命処置の前提条件を満たさないもの、及び倫理的に不適切と考えられるものについては募集の範囲外です。

○ 募集期間

平成30年 月 日から平成30年 月 日まで

※厚生労働省が発注する委託事業の契約期間内で定められた期間で募集します。応募多数の場合、募集を早期に終了する場合があります。

○ 提案者の要件

下記のいずれかに該当する団体・個人からの募集を受け付けます。

①都道府県・地域MC協議会、消防機関、海上保安庁

②以下の学会・団体

- ・公益社団法人日本医師会 ・一般財団法人救急振興財団 ・全国消防長会
- ・公益財団法人日本麻酔科学会 ・一般社団法人日本救急医学会
- ・全国保健所長会 ・一般社団法人日本臨床救急医学会 ・全国衛生部長会
(全国メディカルコントロール協議会連絡会世話人会の構成団体)

③その他の団体、個人

※当面の間、①と②からの提案を受け付け、その後、③からの提案も受け付ける予定としています。また、③からの提案を受け付ける場合には、②に掲げた団体による推薦を必要とする予定です。

○ 提案先

一般財団法人 日本救急医療財団 「救急救命士が行う救急救命処置の追加、除外等に関する提案窓口」 ホームページ

(<http://qqzaidan.jp/jigyosuisin/kyukyushochi/> ●●●●●)

○ 提案方法

指定された「救急救命士が行う救急救命処置の追加、除外等に関する提案書」様式に、「作成要領」などに従い記載（入力）し、裏付ける資料等を電子媒体により添付のうえ、登録（送信）してください。

※作成要領に従っていない場合、資料の不足が明らかな場合、すでに同様の提案を受け付けている場合などは、提案を受け付けず、差し戻すことがあります。

○ 利益相反の管理

提案者（代表者）、推薦団体の代表者は、提案内容に関わる利益相反について、所定の「利益相反自己申告書」を提出していただきます。申告書への記載内容については、当委員会から問い合わせを行う場合があります。

○ 提案受け付け後の事務の流れ、評価方法

当委員会による評価手順・振り分け基準により、カテゴリー別に振り分け、厚生労働省に報告いたします。評価に必要な内容が、提案書に記載されていない場合や、資料の不足等がある場合などには、提案者に対して記載内容の加筆修正や資料の追加などを求める場合があります。

「評価手順・振り分け基準」もあわせて参照してください。